

報告第10号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和4年10月23日（日）午前8時頃、北本市二ツ家1丁目322番地二ツ家団地東側歩道において市の依頼を受けた自治会が美化運動の草刈りを実施していたところ、草刈り機による飛び石が県道164号線を走行中の相手方車両の窓ガラスに接触し、当該車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額

66,326円

令和4年11月8日

北本市長 三 宮 幸 雄